

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

（５）財産管理（物品、被服等）について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ウ. 消耗品管理について【環境事業所】（報告書 P99） 各環境事業所において、事務用消耗品（鉛筆、ボールペン、マーカー、ファイル、ラベル等）及び事業用消耗品（トイレットペーパー、浴室用洗剤、トイレ用洗剤、粉石けん及び住居用洗剤等）を使用している。 各環境事業所において、事務用消耗品および事業用消耗品について入庫日、取扱者、入庫数、出庫数、残数をノートに記帳したり、所長補佐等が在庫状況を適宜管理したりするなどしているが、消耗品の管理簿及び受払簿が作成されていない。 一方、会計室長発出の「消耗品出納簿」の記載について」（平成 16 年 4 月 1 日）では、「事務の簡素化を図るため」消耗品出納簿に記載することを省略することができる消耗品として、i 受入後ただちに消耗され保管のいとまがないものや ii 収入役が指定する物品（事務用消耗品等）を明記している。この通知に基づき、適正に判断することが必要であると考えるが、事務用消耗品の中でも受入後、即座に消耗し保管のいとまがないもの以外の消耗品として、トイレットペーパー等がある場合は、消耗品出納簿での管理が必要であるものと考えられる。 消耗品は個人的な使用ないし流用が可能な物品であり、このようなリスクを低減させる観点から、消耗品出納簿での管理が原則とされており、また、会計室長発出の通知に基づき、消耗品出納簿での	消耗品出納簿での管理が必要であるトイレットペーパー等の事業用消耗品については、「消耗品出納簿」の記載について」（平成 16 年 4 月 1 日付会計室長通知）に基づき、平成 28 年 4 月から消耗品出納簿を作成し、毎月末に数量の確認を行っている。

管理が省略することができるものについては、記載様式については任意形式の受払簿により管理を行うことが重要であり、消耗品出納簿又は受払簿での数量管理を行うとともに、定期的に実査を行われたい。	
---	--